

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **誠光建設株式会社**
 住所 〒634-0043 奈良県橿原市五条野町538番地の1
 代表者氏名 代表取締役 **白井 大輔**
 電話番号 0744-27-5265
 FAX番号 0744-27-8280
 メールアドレス info@seiko-ks.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

せいこうけんせつ

誠光建設株式会社

〒634-0043

奈良県橿原市五条野町538番地の1

代表取締役 白井大輔

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	セイコウケンセツ 誠光建設株式会社		
住 所	奈良県橿原市五条野町538番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	シライ タイスケ 代表取締役 白井大輔		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) 事業者の住所	橿原市五条野町769番地	橿原市五条野町538番地の1	
(2) 代表者の氏名	代表取締役 白井貞一	代表取締役 白井大輔	
(3) 役員の名	取締役 白井大輔 監査役 浦喜八郎	取締役 白井貞一 監査役 白井朝子	
(4) 事業所の所在地	橿原市五条野町769番地	橿原市五条野町538番地の1	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

誠光建設株式会社
奈良県橿原市五条野町538番地の1
代表取締役 白井 大輔

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市五条野町538番地の1
誠光建設株式会社

会社法人等番号	1500-01-010611	
商号	誠光建設株式会社	
本店	奈良県橿原市五条野町769番地	
	奈良県橿原市五条野町538番地の1	平成28年 3月30日移転 ----- 平成28年 4月 5日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	昭和61年7月30日	
目的	1 土木工事及び建築工事業 2 とび・土工工事及び石工事業 3 ほ装工事、しゅんせつ工事並びに水道施設工事業 4 各種建築資材の販売 5 不動産の売買、賃貸及び仲介業 6 上記各号に付帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	平成17年 5月12日変更 ----- 平成17年 5月13日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金4000万円	平成17年 5月12日変更 ----- 平成17年 5月13日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 白井 貞一	平成27年 8月31日重任 ----- 平成27年 9月 2日登記

奈良県橿原市五条野町538番地の1
誠光建設株式会社

	取締役	白井典子	平成27年 8月31日重任 平成27年 9月 2日登記
	取締役	白井大輔	平成27年 8月31日重任 平成27年 9月 2日登記
	奈良県橿原市五条野町769番地 代表取締役	白井貞一	平成27年 8月31日重任 平成27年 9月 2日登記
	奈良県橿原市五条野町538番地の1 代表取締役	白井貞一	平成28年 3月 3日住所 移転 平成28年 4月 5日登記 令和 2年 2月 8日辞任 令和 2年 2月10日登記
	奈良県橿原市菖蒲町二丁目16番20号 代表取締役	白井大輔	令和 2年 2月 8日就任 令和 2年 2月10日登記
	監査役	浦喜八郎	平成27年 8月31日重任 平成27年 9月 2日登記 令和 2年 2月 8日辞任 令和 2年 2月10日登記
	監査役	白井朝子	令和 2年 2月 8日就任 令和 2年 2月10日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある		平成27年 9月 2日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記

奈良県橿原市五条野町538番地の1
誠光建設株式会社

登記記録に関する
事項

平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により

平成16年 5月24日移記



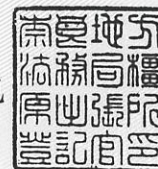
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 3月 4日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

土 井 哲 也



誠光建設株式会社 定 款

昭和61年 7月18日 作 成
昭和61年 7月21日 公証人認証
昭和61年 7月30日 会 社 成 立



定 款



第 1 章 総 則

(商 号)


第 1 条 当社は、誠光建設株式会社 と称する。




(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木工事及び建築工事業
- 2 とび・土工工事及び石工事業
- 3 ほ装工事、しゅんせつ工事並びに水道施設工事業
- 4 各種建築資材の販売
- 5 不動産の売買、賃貸及び仲介業
- 6 上記各号に付帯関連する一切の業務




(本店の所在地)



第 3 条 当社は、本店を 奈良県橿原市 に置く。

(公告の方法)



第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第 5条 当社の発行する株式の総数は、800 株とする。
当社の発行する額面株式1株の金額は、金5万円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第 6条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。



(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。



(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。



(株主名簿の閉鎖)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。



(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。



第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。





(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、 代表取締役及び監査役



(取締役及び監査役の員数)

第17条 当社の取締役は、3名以上とし、監査役は、1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。



(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。





(取締役会の招集)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

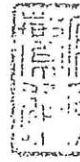
(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議をもって、区分して定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年 6月 1日から翌年 5月31日までの年 1期とする。



(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。



第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 200株とし、その発行価額は1株につき金5万円とする。



(最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から昭和62年5月31日までとする。





(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。


(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第29条 発起人の氏名、住所及び各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。






(住 所) 奈良県橿原市五條野町769番地
額面株式 168 株 (氏名) 白井 貞一




(住 所) 奈良県橿原市五條野町738番地の3
額面株式 2 株 (氏名) 浦 喜八郎




(住 所) 奈良県橿原市和田町144番地の4
額面株式 2 株 (氏名) 花枝 悦朗

(住 所) 奈良県橿原市五條野町769番地
額面株式 2 株 (氏名) 白井 好子




(住 所) 奈良県橿原市五條野町344番地の13
額面株式 2 株 (氏名) 藤本 勇



(住 所) 奈良県橿原市五條野町769番地
額面株式 12 株 (氏名) 白井 典子

(住 所) 奈良県橿原市五條野町805番地
額面株式 2 株 (氏名) 西川 法遵



以上 誠光建設株式会社 を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

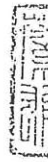
昭和 61 年 7 月 18 日

発起人 奈良県橿原市五條野町769番地



白井 貞一





発起人 奈良県橿原市五條野町738番地の3

浦 喜 八 郎



発起人 奈良県橿原市和田町144番地の4

花 枝 悦 朗



発起人 奈良県橿原市五條野町769番地

白 井 好 子



発起人 奈良県橿原市五條野町344番地の13

藤 本 勇



発起人 奈良県橿原市五條野町769番地

白 井 典 子



発起人 奈良県橿原市五條野町805番地

西 川 法 遵

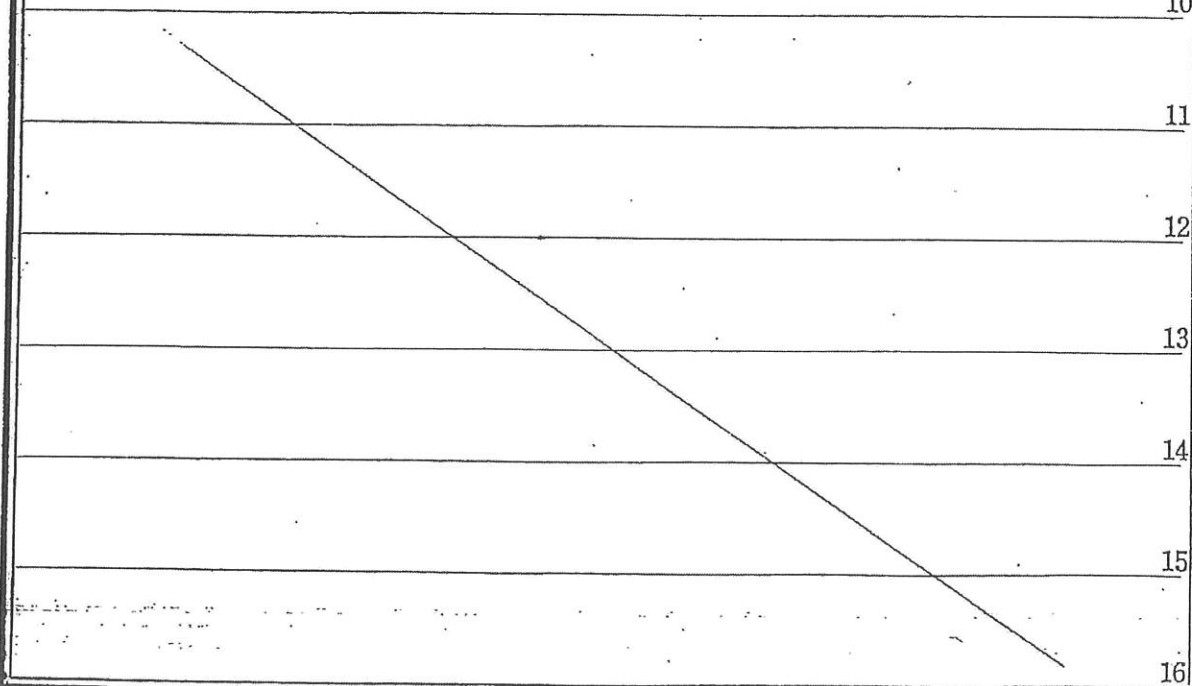




昭和 6 / 年 登簿 第 168 号

定款 認証 証書

前記 誠光建設株式会社の
 設立について本定款の 発起人
 白井 貞一 外 6 名の
 代理人 玉井 良夫 は
 被代理人 全員 〃 〃 〃 が
 本定款における各自の記名押印を
 それぞれ自認する旨を本公証人の
 面前で陳述した。



奈良地方法務局所属

17

18

よつてこれを認証する。 _____

19

昭和61年7月21日日本職役場において

20

奈良県大和高田市大字大中98番地

21

奈良地方法務局所属

22

公証人 安原繁雄

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32



この定款は 原本と相違ありません

令和3年3月4日

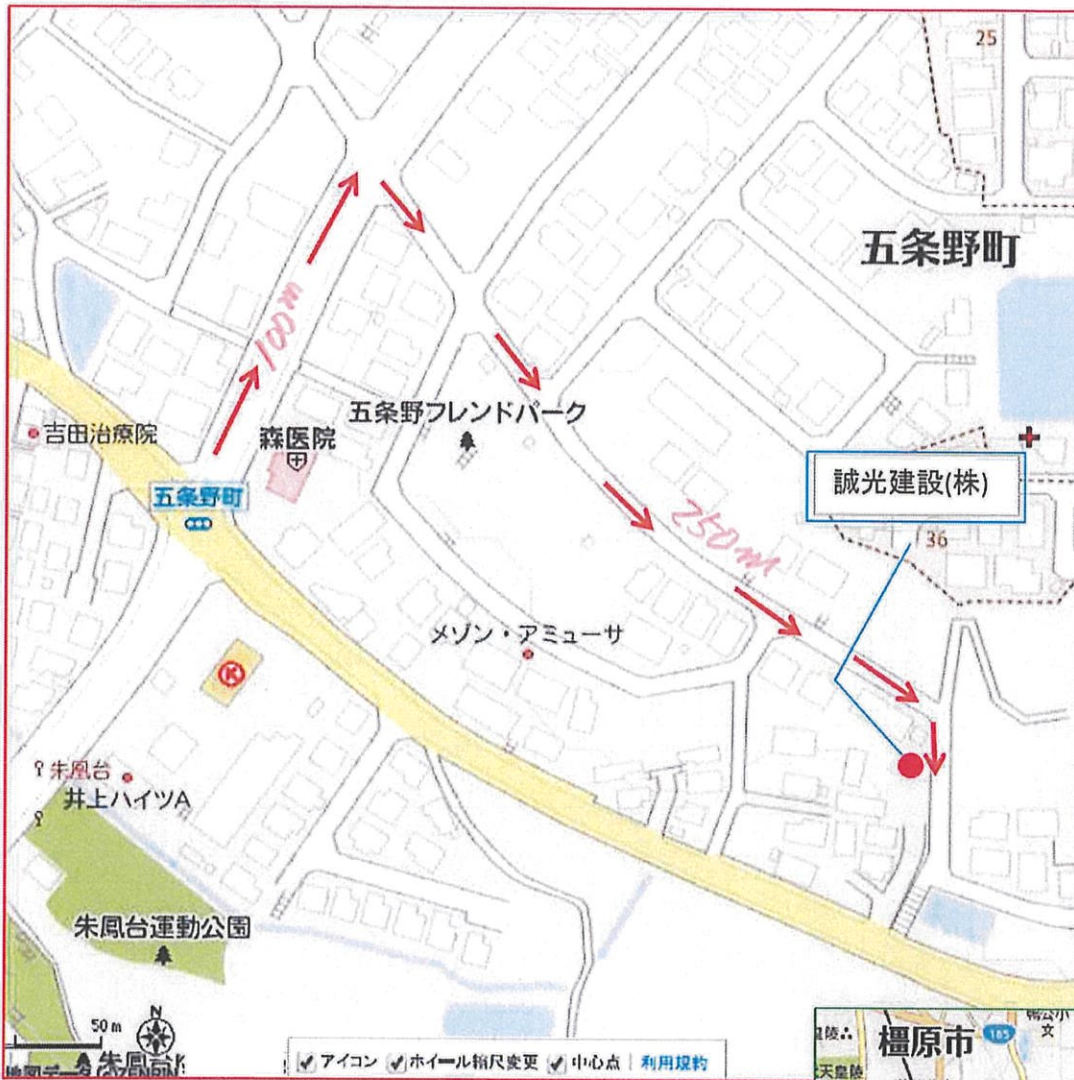
奈良県橿原市五条野町538番地の1

誠光建設株式会社

代表取締役 白井 大輔

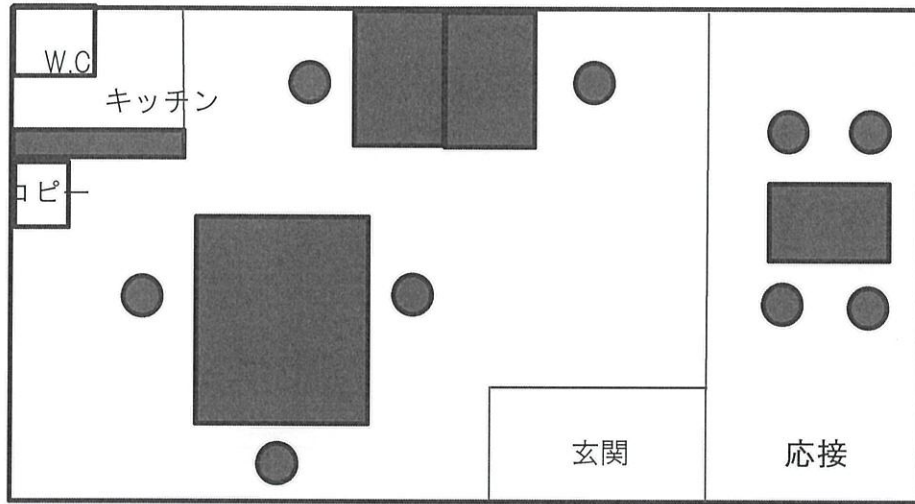


会社案内図

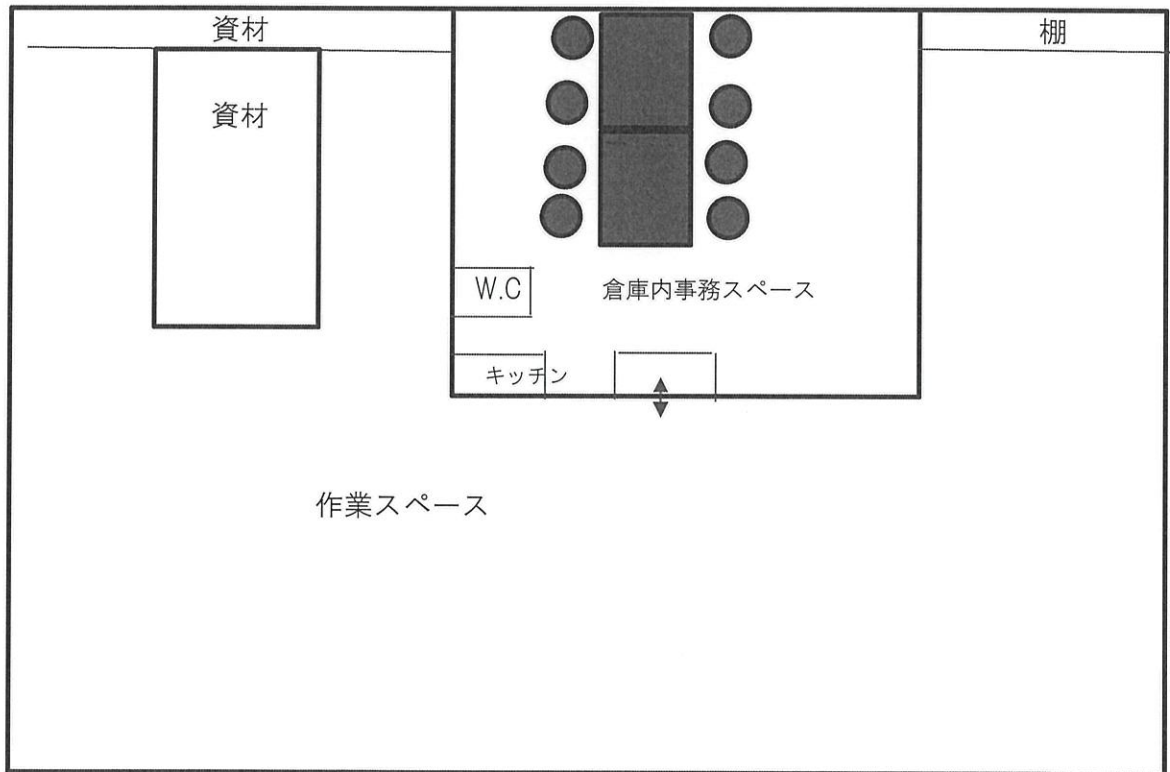


会社所在地: ●
 〒634-0043 奈良県橿原市五条野町538-1番地
 電話 : 0744-27-5265
 FAX : 0744-27-8280

誠光建設(株) 会社平面図



誠光建設(株) 倉庫平面図





会社 外観



会社 内部





倉庫 外観



倉庫 内部